



2018年（平成30年）7月25日

逗子市教育委員会
教育長 村松 雅 様

逗子市立体育館指定管理者候補選定委員会
委員長 依田 充代

逗子市立体育館指定管理者候補の選定について（答申）

平成30年4月19日付け、諮問第2号により諮問のありました標記の件について、当逗子市立体育館指定管理者候補選定委員会（以下「選定委員会」という。）は、指名団体（申請者）から提出された書類の審査及び公開ヒアリング（プレゼンテーション）を実施した結果、下記のとおり答申いたします。

記

1 選定結果

公益財団法人逗子市体育協会を逗子市立体育館指定管理者候補として適當と認める。

2 総評

今回の選定は、逗子市立体育館条例第7条の規定に基づき、逗子市教育委員会が指名型プロポーザル方式を採用し、指名団体として公益財団法人逗子市体育協会（以下「体育協会」という。）を指名したことを踏まえ、指名団体を指定管理者候補として選定することが適当かについて、本委員会が諮問を受けたものである。

体育協会を指名団体とした理由は、第一に、市が目指す、市民との協働による公共サービスの推進という観点から、体育協会が各競技連盟等市民を中心とした様々なスポーツ団体から構成され、地域との密接なつながりを持ち、長年市のスポーツ推進に取り組んでいること。また、体育協会が運営する総合型地域スポーツクラブでは、市総合計画実施計画に目標設定された事業として、地域という観点から推進を図っており、個別計画である逗子市スポーツ推進計画についてもよく理解していること。第二に、体育協会は、平成26年度からの逗子市立体育館（以下「体育館」という。）の指定管理者としての管理運営を経て、民間の知見を取り入れながら様々なスポーツのプログラムを導入する等、指定管理を適切に実施できる自立した団体としての体制の整備に努めていること。以上によるものである。

指定管理第2期目に当たり、体育館の指定管理者に求められる役割として、「スポーツのことなら体育館に行けば分かる」と市民から信頼されるように、専門性と情報力を活かして、市民のスポーツ活動を積極的に支えること。「生涯スポーツの推進を図り、市民の心身の健全な発達に寄与する」という設置目的と、未病対策等を踏まえた、スポーツをきっかけとした全市民の健康づくりの拠点となること。体育館自体がスポーツを通じた市民の交流とつながりづくりを促す場所になること。以上の3点が挙げられた。これは、第1期指定管理中間評価において、後半期に一層の努力を求める3点として指摘されたもののうち「スポーツ推進の一層の充実」「今日的課題への対応」に通じるものもあり、第1期から引き続いて指定管理を担うことを想定された指名団体だからこそ、役割にかかる期待をよく理解し、より良い形で実現するための提案がされるものと期待された。

以上をもって書類審査に臨んだ結果、前述の求められる役割3点について一部具体的な提案に欠く内容が見受けられたものの、採点を行った結果基準を超えたため、公開ヒアリングを実施することとなった。

公開ヒアリングでは、指定管理第2期目に向けた指名団体の意欲を感じることができた。また、指名団体の現在の課題が明確になったとともに、これから約5年間でどのような指定管理を行うかのイメージをつかむことができた。

公開ヒアリング後に再度審議を行い、最終的な採点結果として、600点満点中500点となり、総得点（全委員の合計点）が7割以上という基準を超えたため、指定管理者候補として適切と認めるとの結論に至ったものである。

指定管理第2期目に当たり期待することは、その先の第3期指定管理を見越した堅固な体制づくりである。次の選定では民間団体等も含めた競争原理の中での公募となることも考えられる。その際に、競争に十分対応でき、地域密着の優位性を発揮した提案ができるよう、

人材と、サービスの両面から一層の質の向上を図ってもらいたい。

3 選定経過及び選定理由

(1) 申請状況

平成30年6月22日（金）に、指名団体である公益財団法人逗子市体育協会から、申請書及び申請に必要な書類が提出された。

(2) 一次審査：書類審査

平成30年7月12日（木）に、逗子市立体育館指定管理者候補選定委員会第2回委員会を開催し、申請者の提案書について、あらかじめ設定した評価項目及び配点に従って採点を行った結果、合格となったため、公開ヒアリングを実施することとした。

採点結果	507点（600点満点）
------	--------------

(3) 二次審査：公開ヒアリング（プレゼンテーション）

平成30年7月25日（水）に、提案説明（10分）の後、委員からの質疑応答（20分）を実施し、その後、逗子市立体育館指定管理者候補選定委員会第3回委員会を開催し、総合的評価を行った。結果は次のとおりである。

採点結果

項 目	点数	
	配点	採点
I 管理運営上の基本方針	40	33
II 施設運営		
1 施設運営を行う上での方針	100	83
2 利用者サービスの向上に向けた取組み		
3 効率的、効果的な運営に向けた取組み		
4 コンプライアンス、個人情報保護についての方針と取組み		
III 広報活動	40	35
IV 自主スポーツ事業		
1 自主スポーツ事業の実施方針や取組み	140	110
2 自主スポーツ事業計画案（5ヵ年計画）		
3 自主スポーツ事業計画案		
V 施設管理		
1 施設管理を行う上での方針	60	53
2 安全管理と危機管理に対する方針と取組み		
3 施設管理の改善に向けた方針と取組み		
VI 目標設定と自己評価		
1 目標設定	40	30
2 自己評価の方針と取組み		
VII 組織及び人員配置		
1 管理運営組織	60	51
2 必要人材の配置と職能		
3 職員、スタッフの教育		
VIII 収支予算書及び実績		
1 収支に関する基本的な考え方	80	73
2 指定管理期間中の収支予算書（5年分）		
IX 自由提案	40	32
合 計	600	500

(4) 講評

全般的に、募集要項の内容に沿い、現指定管理者として蓄積した知識や経験、現状把握を基にした提案がされていた。地域に長く根付いた団体として、強みである地域各団体・組織とのつながりを重視し、市民の意見を広く聴いていこうとする姿勢が見られたことに加え、「市と指定管理者は車の両輪」と繰り返し述べていたことからも、市の計画や方針をよく理解した上で、管理運営の実践を期待させるものであった。

しかしながら、提出された提案書について、選定に臨む指名団体として押さえるべき基本が十分でなかったことは明確に指摘しておく。具体的には、体育館と同じく、第2期指定管理者候補選定における指名団体として指名された逗子市都市公園有料公園施設（以下「公園施設」という。）の提案書と同様の目標設定、提案内容、資料の提示等が多くの部分に見受けられた点である。体育館と公園施設は設置目的や求められる役割が異なる施設であり、同じ指名団体が作成する提案書であっても、その内容まで同様になることはあり得ない。これは、第1期指定管理において2施設を同時に管理運営していたことから、2施設を一括して考えているものと想定できるが、提案に臨む姿勢としては適切ではない。第2期指定管理においては、第一に体育館の設置目的、求められる役割を実現するための目標と最適な管理運営方法を明確にした上で、2施設の管理運営上の効率性を追求すべきである。

一方、公開ヒアリングにおいて、第2期指定管理に向けた積極的かつ意欲的な姿勢が見られたことは評価できる。後述する提案書の具体性に欠ける点（検討事項の多さ等）を補うとともに、中間評価での指摘事項への対応や、現指定管理者としての課題をきちんと認識していることが明らかになった。

最終的には、600点満点中500点という結果になったが、今回の選定が指名型プロポーザル方式であり、市場の競争原理に基づかず、他者との相対的な比較が無い中での結果であることを認識する必要がある。次の選定では、市の方針変更等により、競争原理に基づく公募による選定になることも十分考えられ、その場合、団体としての自立性や、自主運営する力が確立されているかが重要なポイントになる。これまで以上の経営的視点、採算性の重視から、団体の持続性、特に次の管理職候補となる職員の育成と確保、事業とサービスの品質向上とそれを担う職員の適切な教育等、多くの課題を第2期指定管理の間に解決することが求められる。

平成29年度からの市の緊急財政対策は、第2期指定管理が開始する平成31年度も続き、その後も財政状況は厳しいことが予想される。指定管理料は低く抑えられ、休館日の変更に伴う利用時間数の減等、収支バランスを維持することが困難になる中、上記の課題解決は、外部環境の変化に強い団体になっていくためにも重要なことである。地域をよく知り、関係性を深く保ち、雇用も地域を中心であること等、地域との密着性が高いことの強みを活かした事業展開、堅実な体制づくりと更なる成長に努め、第2期指定管理業務を全うしてもらいたい。

審査の過程で議論となった点のうち、委員会として、第2期指定管理に臨むに当たり留意していただきたい点として、次の4点を掲げるものである。

① 提案内容の具体化と実施

提案では、全般的に「検討」という表現が多く、「実施」までを具体的にイメージできる内容に乏しかった。公開ヒアリングでは、「検討」とした提案について実施の可否を明らかにした上で、できる限り実施の方向でいく旨の発言があったが、実際の指定管理に当たっては、「検討」とした内容について、エビデンス（根拠、証拠）を明らかにした上で、具体的な数値、手順等を計画に落とし込み、確実に実施してほしい。

広報活動については、既存の活動以外の新しい取組みに向けた提案はされていたが、具体的な内容（目的、対象、使用する媒体や方法、数値目標、期待される効果等）まできちんと計画した上で実施してほしい。また大前提として、広報活動全体の戦略及び計画を明らかにし、それに沿って活動するようにしてほしい。

自主スポーツ事業については、体育協会の将来的な自立・自主運営という市の意向を踏まえて、事業内で採算が取れる事業を積極的に立案し、事業内容（目的、参加者数等の達成目標、事業回数、参加費や謝金等の明細も含めた収支予算等）を具体的に計画した上で実施してほしい。また、参加費徴収が難しい等、事業内の採算を取りにくい事業を行う場合は、自主スポーツ事業全体で調整し、全体計画の段階から明確にしてほしい。

自己評価におけるアンケート調査については、対象を体育館の利用者に限定し（公園施設を同一としない）、いつ実施して、何名を対象としたか、経年で実施しているならばその変化についても明らかにすべきである。非利用者アンケートについても積極的に検討されたい。

また、実施結果に対する分析を行うとともに、管理運営の改善に向けて具体的に活用すべきである。アンケート調査は、立案から分析結果の活用までが、一連の取組みと捉えてほしい。

県全体と比べて、逗子市民のスポーツ実施率が高いという調査結果もあり、今後は、どれだけスポーツができるかという量より、どのようにスポーツができるかという質に、市民ニーズがシフトすることが考えられる。アンケート調査等を通して一層の市民ニーズの把握に努め、自主スポーツ事業の展開に活かしてもらいたい。

自由提案の「障がい者スポーツの活動拠点としての位置づけ」については、2年後に東京2020オリンピック・パラリンピックを控えること等から、時流に即した適切な提案であると考える。これを、位置づけに留まらせず、障がい者スポーツのサポーターやコーディネーター資格の取得、有資格者を雇用する等、位置づけを具体化する体制づくりに取り組んでほしい。

② 指定管理範囲の中での努力と工夫

市が指定管理者に求めるのは、市が定めた指定管理範囲の中で、民間団体としての柔軟さ

と創意工夫をもって、施設の管理運営をより良いものにしていくことであり、範囲を超えた部分での提案や、本来の施設の目的を第一としない提案は求めていない。

施設管理における修繕等積立金の検討及びトイレ改修の提案については、募集要項で指定管理料の精算を定めているので、余剰金の積立てという考え方は成立せず、3年計画での修繕積立ても不可能である。成立しない方法で考えるのではなく、例えば、指定管理者としての修繕、工事の上限額を超えない範囲で数回、数年に分けて行う等、指定管理範囲の中で工夫して施設の改善に取り組んでほしい。

自由提案における行政財産目的外使用拡大の提案については、そもそも行政財産目的外使用の許可決定は市が行うものであり、施設の有効活用の推進という意味においては理解できるが、体育館の設置目的は第一にスポーツ推進である。スポーツ推進での活用ができないか十分検討、工夫した上で、多目的利用に臨むのが適切である。

また、市に対しては、指定管理料の精算の目的や、行政財産目的外使用の意義等について、現指定管理者である指名団体に対しての説明や指導が十分であったか、今回のような提案がされたことを踏まえて、今一度検証することを求めたい。

③ 組織体制と責任の所在の明確化

前述のとおり、体育館と公園施設は異なる施設であり、提案に同じ組織図、人員配置が記載されるのは適切ではない。それぞれの施設で最適な組織及び人員配置があつて、その上で、同一の者が管理運営することを鑑みて兼任等の効率性を追求するのが本来である。提案においては、両施設の組織体制と人員配置が一緒にされており、体育館についてどのような組織で人員を配置しているのか、責任の所在や順番はどのようにになっているのかを明確に読み取ることが困難であった。このことについては、管理運営を具体的に協議していく中で、体育館単体での組織体制及び人員配置並びに責任者の順位を明確にしたものをしてほしい。

正規職員が4名という現状は、事業の企画運営を行う上でも相当に厳しいものと想像する。適切かつ持続性のある管理運営を担保するためにも、次世代育成も見据えた職員研修の充実、新規雇用の際の適切かつ確実な人材確保等により、職員全体の力量の増大に努め、組織体制の強化を図ってもらいたい。

④ 東京2020オリンピック・パラリンピックへの対応

自由提案で「障がい者スポーツの活動拠点としての位置づけ」を掲げ、自主スポーツ事業として「みんなでスポーツまつり！」を提案する等、パラリンピックへの関心向上に向けた提案はされているが、オリンピックについては、目標設定で参加型の関連イベントの開催や各国選手の事前合宿会場となる場合の調整協力等を提案しているが、具体的にどのような取り組みを行うのかが見てこなかった。東京2020オリンピック・パラリンピックは、市民のスポーツへの関心を高める好機であるので、その要素を積極的に自主スポーツ事業に取り入れる等、市民のスポーツの最大の拠点として、市全体での気運醸成に貢献してもらいたい。

4 募集及び選定委員会の開催状況等

月 日	内 容
4月 19日(木)	選定委員会（第1回） <ul style="list-style-type: none"> ・委員の委嘱 ・正副委員長の選出 ・採点基準・審査方法等について検討
5月 8日(火)	募集の告示
5月 8日(火)	募集要項等の配付
5月 30日(水)	募集要項等に関する質問の受付
6月 11日(月)	募集要項等に関する質問の回答
6月 22日(金)	指定管理者指定申請書及び提案書等の受付
7月 12日(木)	選定委員会（第2回） <ul style="list-style-type: none"> ・選定委員会（第1回）議事録の承認 ・書類審査により公開ヒアリング実施を決定 ・公開ヒアリングの手順等について検討
7月 25日(水)	公開ヒアリング（プレゼンテーション） 選定委員会（第3回） <ul style="list-style-type: none"> ・選定委員会（第2回）議事録の承認 ・公開ヒアリング等を踏まえた総合審査 ・指定管理者候補の選定 ・総評、講評及び答申案の検討

5 選定委員

役職	氏名	職業等	区分
委員長	依田 充代	日本体育大学スポーツマネジメント学部スポーツライフマネジメント学科長	スポーツについて識見を有する者
副委員長	若菜 敏孝	スポーツを楽しむまち逗子推進懇話会副座長	スポーツを楽しむまち逗子推進懇話会から推薦された者
	長坂 祐司	税理士（長坂祐司税理士事務所）	財務又は法務について識見を有する者
	金子 博暢	神奈川県立体育センター事業部生涯スポーツ課長	体育館運営について識見を有する者

6 評価項目と配点

項目	配点
I 管理運営上の基本方針	40
II 施設運営	
1 施設運営を行う上での方針	100
2 利用者サービスの向上に向けた取組み	
3 効率的、効果的な運営に向けた取組み	
4 コンプライアンス、個人情報保護についての方針と取組み	
III 広報活動	40
IV 自主スポーツ事業	
1 自主スポーツ事業の実施方針や取組み	140
2 自主スポーツ事業計画案（5ヵ年計画）	
3 自主スポーツ事業計画案	
V 施設管理	
1 施設管理を行う上での方針	60
2 安全管理と危機管理に対する方針と取組み	
3 施設管理の改善に向けた方針と取組み	
VI 目標設定と自己評価	
1 目標設定	40
2 自己評価の方針と取組み	
VII 組織及び人員配置	
1 管理運営組織	60
2 必要人材の配置と職能	
3 職員、スタッフの教育	
VIII 収支予算書及び実績	
1 収支に関する基本的な考え方	80
2 指定管理期間中の収支予算書（5年分）	
IX 自由提案	40
合 計	600

【留意点】

- ア 総得点(全委員の合計点)が7割に満たない場合は、落選とする。
- イ IX以外の項目において得点が4割に満たない場合は、落選とする。

